

さぽーとほっと基金団体登録 に関するよくある質問

団体登録の検討や登録申請書を作成する際の参考にご覧ください。



令和6年6月 (ver1)

さぽーとほっと基金公式キャラクター
キャッピー

0 目次

<u>1 団体登録全般</u>	p 2～
<u>2 登録要件について</u>	p 4～
<u>3 提出書類について</u>	p 8～
<u>4 団体登録の審査について</u>	p 11～
<u>5 団体登録変更・抹消について</u>	p 12～
<u>6 助成申請について</u>	p 13～

1 団体登録全般

Q1：団体登録をしていない団体でも、さぼーとほっと基金を利用することができますか？

A：基金の利用には、さぼーとほっと基金への団体登録が必要です。

Q2：どのような団体が、登録することができますか？

A：以下の全ての要件（以下「登録要件」という。）を満たす団体が登録することができます。

札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱（抜粋）（以下「登録要綱」という。）

第2条

- (1) 札幌市市民まちづくり活動促進条例（以下「条例」という。）第2条^{*1}に定める市民まちづくり活動を行うことを主たる目的とする団体若しくは連合的な組織であること。
- (2) 主たる事務所若しくは本拠が市内にあること。
- (3) 市民まちづくり活動を行う区域が主に市内にあること。
- (4) 継続して1年以上の活動実績がある団体（連合的な組織を除く。）であること。
- (5) 構成員が10人以上である団体（札幌市から住民組織助成金の交付を受けている町内会及び自治会を除く。）であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 条例第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当しないこと^{*1}
- (9) 法令等（特定非営利活動法人促進法及び労働者協同組合法を除く。）を根拠に組織化されている団体でないこと。ただし、法令等を根拠に組織化されている団体であっても、一般社団法人及び一般財団法人並びに地域住民組織と一体となって活動を行うなど、地域社会の発展に寄与することを主たる目的として活動する団体については登録対象とすることができる。
- (10) その他市長が適当でないと判断した団体でないこと^{*2}。

※1 札幌市市民まちづくり活動促進条例（抜粋）

第2条 この条例において「市民まちづくり活動」とは、市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により自発的に行う公益的な活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

※2 例：国、北海道、札幌市等の行政機関と一体となって事業を実施している団体

Q3：団体登録を行うにはどのような手続きが必要ですか？

A： 必要書類を市民自治推進課へ提出してください。同課で手続き後、「団体登録決定通知書」もしくは「非登録決定通知書」を送付します。

→[目次へ戻る](#)

2 登録要件について

Q1：趣味のサークルや同窓会は登録できますか？

A： 趣味のサークルや同窓会、郷土会などは、市民まちづくり活動を行うことを主たる目的とした団体ではないため、登録できません。

Q2：「連合的な組織」とは何ですか。

A： 例えば、ある事業を実施するために結成された実行委員会等で、複数団体に構成されているような組織を指します。ただし、あくまで連合的な組織の中心団体（中心的な役割を持つ団体、リーダーとなる団体）は、登録要綱第2条で定められている団体でなければなりません。

よって、以下の場合は、中心団体が登録要綱第2条の要件を満たしていないため、登録が認められません。

- ・ 3人程のグループで構成される団体が、中心団体である場合
- ・ 企業が連合体の中心団体である場合
- ・ 中心団体の活動実績が1年未満である場合

なお、中心団体以外の団体は、登録要綱第2条の要件を満たしていなくても構いません。

Q3：連合体の中心団体とはどのようにして決まるのですか？

A： 連合体の中の中心的な役割を持つ団体、リーダーとなる団体、総合調整を行っている団体などが該当するかと考えられますが、当該連合体の考えに基づきます。

Q4：連合的な組織としては、活動実績1年未満なのですが、登録できますか？

A： 連合体の活動実績が1年未満でも、中心団体の活動実績が1年以上であれば問題ありません。

Q5：連合的な組織のなかの中心団体が、さぽーとほっと基金登録団体ですが、登録できますか？

A： 予算会計などの混同がなく、別々の団体として活動している場合には、登録可能です。ただし、同一事業で重複して助成金を申請することはできません。

Q6：連合的な組織の構成員名簿はどこまで出せばよいのですか？

A： 連合的な組織を構成する主な役員の名簿を提出いただきます。

Q7：本部が市外、支部が市内にある団体ですが、登録できますか？

A： 支部が事実上本部とは独立して意思決定できる体制であれば、市内に当該事務所を有することをもって、支部として登録可能です。

Q8：事務所は市外にあります、活動のほとんどを札幌市内で行っています。登録できますか？

A： 市内に事務所があることが必要ですので、登録いただけません。

Q9：活動を市外（海外、道外）で行うことが多いです。登録できますか？

A： 市民まちづくり活動を行う区域が主に市内にあることが登録要件であるため、原則として、登録できません。

Q10：「1年以上の活動実績」とは何でしょうか？また、活動実績は札幌市内のものに限られますか？

A： 活動実績とは、事業の実施をはじめ、総会、会議を開催するなど、団体の目的に沿った活動をすべて指します。したがって、団体が休眠中である、活動を休止しているなど、活動が行われていない状態の場合は活動実績には含まれません。また、活動実績は札幌市内のものに限りません。

Q11：活動を休止していた期間は、どのような扱いになりますか？

A： 休止期間も団体が存続しており、団体登録を申請する時点で活動を行っている場合には、一時的に活動を休止していたと考えられるので、登録できる場合もあります。

Q12：個人で活動していた期間を含めると1年以上になるのですが、登録できますか？

A： あくまで団体としての期間で算定しますので、個人で同内容の活動を行っていたとしても、個人としての活動期間は含みません。

Q13：NPO法人になってまだ1年経過していませんが、任意団体としての活動を合わせると1年以上の活動実績があります。登録できますか？

A： 構成員、組織目的、活動内容など、組織としての実態が任意団体とNPO法人と同じ場合、任意団体の期間を含めて1年以上の活動実績があれば登録できます。
ただし、当該任意団体が構成員10名以上で市内に事務所があり、活動区域が市内であるなど、登録要件を満たしている必要があります。

Q14：登録申請をする前1年以内に団体の名称が変わりました。登録できますか？

A： 団体の名称が変わっても、構成員、組織目的、活動内容など、組織としての実態が変わっていなければ、同一性が認められます。したがって、名称変更前後の活動実績を通算して1年以上あれば、団体登録が可能です。

Q15：「10人以上の構成員」とは、どのような構成員を指すのですか？

A： この場合の構成員とは、正規のスタッフ、職員、メンバーなどの呼称の別に関わらず、団体に正式に登録された成員で、組織の中で役割分担が与えられ、活動に恒常的に携わる人を指します。

Q16：宗教団体、政治団体は登録できないのですか？

A： 宗教の布教、教化を主な目的とする団体、特定の政治的主義・思想の普及や推進を目的とする団体は登録できません。

Q17：法令を根拠に組織化されている団体とはどのような団体ですか？

A： 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人などの公益法人、公社法人、その他の特別法人などです。ただし、「法令等」には特定非営利活動促進法及び労働者協同組合法は含みません。

また、社団法人化している町内会は、社団法人という組織形式に関わらず、実態は町内会ですので、登録できます。

Q18：社団法人や財団法人は登録できますか？

A： 特定非営利活動促進法以外の法令等を根拠に組織化されている団体は、原則、登録できませんが、一般社団法人および一般財団法人については、寄付金による税制優遇制度がないことから、登録可能としております。

公益社団法人、公益財団法人は、登録できません。

Q19：社会福祉法人は登録できますか？

A： 社会福祉法人は、社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人のため、登録できません。

Q20：「その他市長が適当でないと判断した団体ではないこと」とは、どのような団体ですか？

A： 国、北海道、札幌市等の行政機関と一体となって事業を行っているような団体を指します。例えば、交通安全運動推進委員会（市長が会長、収入のほとんどが市補助金、主要な活動は市職員が実施。）、市民憲章推進会議（市の複数の局長職が常任委員、実質的な事務局機能を市職員が担当、事業が市の施策の一環として実施。）があります。

→[目次へ戻る](#)

3 提出書類について

Q1：団体登録に必要な書類を教えてください。

A： 以下の書類が必要です。

- (1) 札幌市市民まちづくり活動促進基金登録申請書（様式 1）
- (2) 団体概要書（様式 2）
- (3) 登録申請時における直近の事業報告書
- (4) 登録申請時における直近の収支決算書
- (5) 定款、規約、会則、設立趣意書、その他団体の目的・活動方針等が書いてあるもの
- (6) 申請時における 10 名以上の構成員の名簿（氏名、住所が記載されているもの）
- (7) 直近の総会資料、団体のチラシ・パンフレット類、活動の実績を示す写真等

団体登録の流れ・必要書類のダウンロードについて（記載例有）、ホームページにも掲載しております。

【<https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/group/index.html>】

Q2：提出書類を省略することはできますか？

A： 以下に該当する団体は、一部提出書類を省略することができます。

- ① 札幌市から住民組織助成金の交付を受けている町内会及び自治会
 - ・ 申請時における 10 名以上の構成員の名簿（氏名、住所が記載されているもの）それ以外の町内会、自治会は提出が必要です。
- ② 札幌市が諸官庁である NPO 法人で、特定非営利活動促進法第 29 条に定める事業報告書等を提出している団体
 - ・ 登録申請時における直近の事業報告書
 - ・ 登録申請時における直近の収支決算書
 - ・ 定款、規約、会則、設立趣意書、その他団体の目的・活動方針等が書いてあるもの
 - ・ 申請時における 10 名以上の構成員の名簿（氏名、住所が記載されているもの）

Q3：「直近の事業報告書」と「直近の収支決算書」は、団体が独自に作成した様式でも構いませんか？

A： 項目や内容がすべて市所定の様式を網羅したものであれば構いません。「市民まちづくり活動促進基金登録申請書（様式 1）」と「団体概要書（様式 2）」に添付して提出してください。

Q4：登録申請書（様式1）や団体概要書（様式2）は全て記入しなければなりませんか？

A：登録申請書・団体概要書どちらも、登録にふさわしい団体かどうかを判断するための資料であると同時に、登録後、市より団体に対して連絡を取る場合にも用いることから、原則として、すべての項目について記入をお願いしております。
ただし、団体概要書につきましては、市のホームページ等で外部に公表することから、電話番号やメールアドレスの掲載を希望しない場合には、空欄でも構いません。

Q5：団体登録申請書類の提出方法を教えてください。

A：直接、市民自治推進課へお持ちいただいても、郵送、Eメールでも結構です。

Q6：提出した申請書類は返却されますか？

A：提出いただいた書類は返却いたしません。必要に応じて、提出前に写しを取る等の対応をお願いします。

Q7：団体登録の受付期間はいつまでですか？

A：団体登録の受付に期間はありません。随時、申請を行うことができます。
ただし、助成事業の公募期間中に、助成申請を検討されている場合には団体登録についても申請期限がございます。詳しくは、募集要項に記載しておりますので、ご確認ください。

Q8：任意団体のため定款や会則などがありません。どうしたらよいですか？

A：会則等のように系統だった規定がない場合、団体の設立目的、活動目的や活動方針が記載されている書類を提出してください。

Q9：登録申請時の段階では、まだ今年度の事業報告書（または収支決算書）が出来ていないですが、どうしたらよいですか？

A：今年度のものが準備できない場合には、前年度のもの（直近のもの）を提出してください。

Q10：総会・会合の資料、団体のチラシ・パンフレット類、活動の実績を示す写真の提出は必須ですか。

A：団体が実際に事業を行っていることを把握するために必要な書類なので、いずれかをご提出ください。

Q11：町内会や地域団体が複数集まって結成している連合組織で、とくに事業報告書、収支決算書、会則などを作っていないのですが、どうしたらよいですか？

A： その連合組織の活動内容がわかる書類、収支がわかる書類、組織構成員の名簿、設立目的が記載されている書類などを提出いただくことになります。団体の活動実態に即して提出いただく書類を判断しますので、詳しくは市民自治推進課にご相談ください。

Q12：無償のボランティアによる活動なので、事業報告書や収支決算書を作っていないのですが、どうしても必要でしょうか？

A： 団体の活動実態などから提出を求める必要のない場合（質問のように、無償のボランティアだけの活動で、経費が全くかかっていない場合など）には、収支決算書はゼロで提出していただき、事業報告書のみご提出いただきます。予算がゼロでも、会議の開催を含めて何らかの活動は行われているはずなので、事業報告書の作成はお願いしております。

→[目次](#)へ戻る

4 登録申請の審査について

Q1：登録には、審査があるのですか？

A： 提出された書類内容について、市民自治推進課が確認を行い、決定します。同課より、電話で問い合わせることもありますので、申請期間中、団体の代表者・担当者の方は、連絡が取れるようにしておいてください。

なお、必要に応じて、市民まちづくり活動促進テーブルに意見を求めたり、実態調査を実施したりすることもあります。

Q2：登録申請をしてから、登録決定までどれくらいかかりますか？

A： 団体登録は随時受け付けていますが、受付から登録決定まで、おおむね1か月程度かかります。

Q3：未登録団体ですが、早く助成金交付申請を行いたいです。

A： 団体登録と助成金交付申請は、並行して行うことが可能ですが、先に団体登録を行う必要があります。団体登録には書類提出後、1か月程度要することや助成金交付申請書類も期限前までに整えておく必要があることから、早めに書類を提出してください。

→[目次へ戻る](#)

5 団体登録変更・抹消について

Q1：登録申請時から代表者や事務所の所在地などが変わりました。何か手続きは必要ですか？

A： 登録要件に関わる変更（例えば、代表者の変更、事務所の所在地など）の場合には、すみやかに「団体登録変更届（様式 5）」と変更後の関係書類を提出してください。例えば、代表者の変更があった場合には、①変更届、②団体概要書、③構成員名簿などをご提出いただきます。

Q2：どのような場合に登録が抹消されますか？

A： 事務所が市外に移転した、構成員が10名を下回ったなど、登録要件を喪失した場合や、虚偽の内容の申請が発覚した場合、公序良俗に反する活動を行った場合、助成申請がしばらくの間行われない場合などに登録を抹消します。

Q3：どのくらいの期間助成申請しないと、登録が抹消されるのですか？

A： 具体的には、

- ・登録決定年度の翌年度初日を起算日として、原則2年度の間、助成金交付要綱第6条第1項各号に規定する助成金交付申請がなされないとき。
- ・助成金交付要綱第6条第1項各号に規定する助成金交付申請を行った年度から、原則翌2年度の間、助成金交付申請が行われないとき。

に該当する場合には、登録抹消することがあります。

【登録抹消のイメージ図】

	R2	R3	R4	R5	R6
団体A 2年に1度 助成申請	助成申請 ●		助成申請 ●		登録継続 →
団体B 2年間 助成申請なし	助成申請 ●			登録抹消 ✕	
団体C 新規登録	団体登録 ■		助成申請 ●		登録継続 →
団体D 新規登録 2年間 助成申請なし	団体登録 ■			登録抹消 ✕	

※ なお、登録を抹消された団体であっても、登録要件を満たす団体については、いつでも再度登録の申請を行うことができます。

→ [目次へ戻る](#)

6 助成申請について

Q1：団体登録が決定したら助成金がもらえるのですか？

A： 団体登録の決定が直ちに助成金の交付に結びつくものではありません。
助成を受けるには、団体登録の決定を受けた後、助成金交付申請を行い、市民まちづくり活動促進テーブルの審査を経る必要があります。

助成金交付申請の詳細については、ホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。

【<https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/josei/index.html>】

→[目次へ戻る](#)